

城西大学入学試験合格者のご父母の皆様へ

合格おめでとうございます。努力が実を結び合格され入学を迎えられましたこと、心よりお慶び申し上げます。

さて、本城西大学父母後援会では、規則の趣旨をもって大学の教育方針にのっとり、人間形成と課外活動の援助等を図ることを主眼として組織し、大学に協力いたしております。

また、共済事業につきましては学生生活を安心して送れるよう、保険の加入や各種見舞金の制度にて補償を行っております。

皆様にも、この趣旨に賛同いただき入会を賜り、入学手続きの際には規則の規定にあります父母後援会費ならびに共済費を納入くださいますようお願い申し上げます。

なお、入学式終了後、下記のとおり城西大学父母後援会の総会を開催いたしますのでご出席いただきますようご案内いたします。

記

場 所：清光会館（清光ホール）

議 題：(1)2025 年度事業報告並びに決算報告について

(2)役員選出について

(3)2026 年度事業計画並びに予算案審議

以上

城西大学父母後援会
会長 伊藤 和孝

城西大学父母後援会共済事業規約

城西大学父母後援会

目 次

	ページ
第1条（目 的）	1
第2条（共済事業の対象者）	1
第3条（登 録）	1
第4条（学生保険及び生命保険の加入）	1
第5条（父母等の死亡による授業料等の補助）	1
第6条（父母等及び学生等の見舞制度）	2
第7条（共 済 費）	2
第8条（留年及び休学の取扱い）	2
第9条（授業料等補助の更新）	2
第10条（卒業時の報告）	3
第11条（学生保険の保険料等）	3
第12条（生命保険の保険料等）	4
第13条（共済基金）	4
第14条（学生保険の保険金）	4
第15条（生命保険の保険金）	5
第16条（正課中の死亡事故等）	5
第17条（弔慰金の申請と支出）	5
第18条（傷害見舞金の申請と支出）	5
第19条（災害見舞金の申請と支出）	6
第20条（役員及び運営）	6
第21条（会計年度）	6
第22条（そ の 他）	6

父母後援会共済事業規約

(目 的)

第1条 城西大学父母後援会（以下「父母後援会」という）は、学生の父母、または学生の父母以外の学費負担者の相互扶助の精神に則り、城西大学父母後援会共済事業（以下「共済事業」という。）を行うものとする。

(共済事業の対象者)

第2条 共済事業の対象者は、共済事業の適用を希望する学生等の父母、または学生等の父母以外の学費負担者（以下「父母等」という）及び父母等が学費を負担している城西大学の学生、大学院生、別科学生、短期大学学生、各学部・大学院の研究生若しくは科目等履修生（以下「学生等」という。）とする。

(登 録)

第 3 条 共済事業の適用を希望する学生等の父母、または学生等の父母以外の学費負担者は、様式第 1 号に必要事項を記入し父母後援会に提出する。

2 父母後援会は、様式第 1 号を提出した者を共済事業の対象者として登録する。

(学生保険及び生命保険の加入)

第 4 条 父母等は、学生等を父母後援会が加入している保険会社「以下（保険会社）という」の「学生教育研究災害傷害保険」(学研災付帯賠償責任保険含む)（以下「学生保険」という）及び「生命保険」に加入させる。このことにより、学生は正課授業中や課外活動・通学中若しくは学内外を問わず学生生活が保障され、父母等は次の場合は保険会社の保険約款（特約条項含む）に基づき、保険金の支払いを受けることができる。

- (1) 正課中及びそれに準ずる研究活動中並びに学生等の住居と学校施設等との間の通学及び学校施設等相互間の移動中に発生した、傷害及び死亡、後遺症になった場合。
- (2) 学生の日常生活（課外活動等も含む）で被った不慮の事故による入院及び所定の障害状態になった場合、死亡または所定の高度障害になった場合。
- (3) 病気による死亡、または所定の高度障害になった場合。
- (4) 正課中、学校行事中およびその往復中などに賠償責任事故を発生させた場合

2 保険金受取人は父母等とする。

(父母等の死亡による授業料等の補助)

第 5 条 父母後援会は、父母等が不幸にして死亡したときは、学生等が通常の卒業過程の範囲内までに必要となる授業料及び施設設備費（以下「授業料等」という）の補助を行うものとする。

- 2 第1項に基づき授業料等の補助を受けようとする場合は、様式第2号に必要事項を記入し父母後援会に提出する。
- 3 第2項の申請があった場合は、速やかに幹部会で審査し、申請した本人に審査の内容を様式第4号で通知する。
- 4 授業料等の補助の支給期間は、学生等の通常の修了年限とする。
- 5 授業料等補助の始期は、本来父母等の死亡した時に発生するが、授業料等補助の支給開始は原則として授業料等補助を受給する学生等の申請時点を開始日とする。
 - (1) 父母等が4月1日から9月30日までの間に亡くなった場合は、当該年度の秋学期分から授業料等の補助の開始となる。
 - (2) 父母等が10月1日から翌年3月31日までの間に亡くなった場合は、翌年の春学期分から授業料等の補助の開始となる。
 - (3) 新入学の場合で、授業料等の納付を含む入学手続き終了時から、3月31日までに父母等が亡くなったときは、秋学期分から授業料等の補助の開始となる。

(父母等及び学生等の見舞制度)

- 第6条 父母後援会は、父母等が不慮の災害に遭遇した場合、学生が正課中、課外活動中及び日常生活中に障害事故に遭った場合は見舞金を支給する。
- 2 父母等及び学生等は、見舞金等を請求する場合は、様式第5号に必要事項を記入し父母後援会に提出する。支出の方法は、所定の金融機関への振込とする。

(共 済 費)

- 第7条 共済費は、学生等(休学者を含む。)1人あたり年額9,000円を父母等が負担する。
- 2 共済費の納入は、入学時9,000円とし、2年次以降毎年4月末日までに9,000円を納入する。
 - 3 共済事業運営上やむを得ない場合は、共済費を増額することができる。ただし、増額する場合は、大学側の意見を聴くとともに父母後援会の幹部会及び役員会の議を経て、直近の総会で承認を得ることとする。

(留年及び休学の取扱い)

- 第8条 学生等が病気、負傷等によりやむを得ず留年及び休学した場合は、次年度の授業料等の補助について、事前に様式第3-1号に必要事項を記入し理由届を添付して申請することができる。

(授業料等補助の更新)

- 第9条 授業料等の補助を受けている者は、毎年12月末日までに様式第3-2号に必要事項を記入し更新の申請をする。申請のない者に対しては授業料等の補助を停止する。

(卒業時の報告)

第 10 条 授業料等の補助を受けている者は、卒業時に様式第 7 号に必要事項を記入し
父母後援会に提出する。未報告の場合は、父母後援会事務局より報告の催促をす
る。

(学生保険の保険料等)

第 11 条 学生保険の保険料は、保険会社の保険約款に基づき別表 1 のとおりとする。改定
する場合、父母後援会事務局は幹部会及び役員会に報告するものとする。

2 保険有効期間は卒業年度の 3 月 31 日までとする。

別表 1

学部等		保険期間	保険料	通学特約	感染特約	賠償責任 (学研賠)
経済学部		4 年間	2,300 円	1,000 円	70 円	1,360 円
現代政策学部		4 年間	2,300 円	1,000 円	70 円	1,360 円
経営学部		4 年間	2,300 円	1,000 円	70 円	1,360 円
理学部		4 年間	2,300 円	1,000 円	70 円	1,360 円
薬学部(薬科学・医療栄養)		4 年間	2,300 円	1,000 円	70 円	1,360 円
薬学部(薬学)		6 年間	3,300 円	1,400 円	100 円	2,040 円
大学院生	経済学研究科	2 年間	1,200 円	550 円	40 円	680 円
	経営学研究科	2 年間	1,200 円	550 円	40 円	680 円
	理学研究科	2 年間	1,200 円	550 円	40 円	680 円
	薬学研究科(博士課程)	4 年間	2,300 円	1,000 円	70 円	1,360 円
	薬学研究科(博士後期)	3 年間	1,800 円	800 円	50 円	1020 円
	薬学研究科(博士前期)	2 年間	1,200 円	550 円	40 円	680 円
別科		1 年間	650 円	350 円	20 円	340 円
城西短期大学		2 年間	1,200 円	550 円	40 円	680 円

(生命保険の保険料等)

第 12 条 生命保険の保険料は、保険会社の保険約款に基づく料額とする。改定する場合、父母後援会事務局は幹部会及び役員会に報告するものとする。

2 保険の有効期間は、1 年間（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）とする。

(共済基金)

第 13 条 共済事業に係る予期せぬ事態に対応するため、基金を設ける。

(学生保険の保険金)

第 14 条 学生保険の保険金は別表 2 のとおりとする。

別表 2

①正課中・学校行事中の死亡	2,000 万円
〃 傷害（1 日目から）	3,000 円～30 万円
後遺障害金	120 万円～3,000 万円
入院給付金（1 日目から 180 日を限度）	1 日につき 4,000 円
②学校施設内（課外活動を除く）・通学中の死亡	1,000 万円
〃 傷害（4 日目から）	6,000 円～30 万円
③学校施設内外での課外活動中の死亡	1,000 万円
〃 傷害（14 日目から）	30,000 円～30 万円
②③についての	
後遺障害金	60 万円～1,500 万円
入院給付金（1 日目から 180 日を限度）	1 日につき 4,000 円
但し、後遺障害金は保険約款による所定の障害の程度に応じて保険金が支払われます。	
④正課・学校行事または課外活動として位置付けられたインターンシップ・介護体験活動・教育実習・ボランティア活動・薬学教育実務実習およびその往復、または正課中・学校行事中・課外活動中およびその往復中で、他人にケガをさせたり他人の財物を損壊したりすることにより被る法律上の損害賠償を補償する（対人対物合わせて 1 事故につき 1 億円限度）	

(生命保険の保険金)

第 15 条 生命保険の保険金は別表 3 のとおりとする。

別表 3

① 病気による死亡, 高度障害	150 万円
② 不慮の事故による死亡, 高度障害	150 万円
③ 障害給付金	15 万円～ 105 万円
④ 災害・入院給付金 (入院 5 日以上 120 日を限度) 1 日	2,250 円

但し, 高度障害保険金は, 普通保険約款による所定の高度障害状態に該当した場合に支払われます。また, 障害給付金は, 災害総合保障特約条項による所定の身体障害の程度に応じて給付金が支払われます。

(正課中の死亡事故等)

第 16 条 正課中に死亡事故又は傷害事故に遭った場合は, 第 11 条の学生保険と第 12 条の生命保険の保険金が支払われる。

(弔慰金の申請と支出)

第 17 条 父母等若しくは学生等が死亡し, 弔慰金の給付を希望する場合は, 様式第 5 号に必要事項を記入し父母後援会に提出する。ただし, 入学手続き修了時から入学する年の 3 月 31 日までに父母等が死亡した場合は, 弔慰金の給付はしない。

2 第 1 項の申請があった場合は, 速やかに様式第 6 号により通知する。弔慰金は 10 万円とする。

(傷害見舞金および賠償金の申請と支出)

第 18 条 学生等が正課中傷害事故に遭い傷害見舞金の給付を希望する場合は, 様式第 5 号に必要事項を記入し父母後援会に提出する。

2 第 1 項の申請があった場合は, 速やかに様式第 6 号により通知する。傷害見舞金は学生保険及び生命保険から支払われる部分を除き, 10 万円を上限として給付する。

3 学生等が正課中以外の課外活動等で傷害事故に遭い傷害見舞金の給付を希望する場合は, 様式第 5 号に必要事項を記入し父母後援会に提出する。

4 第 3 項の申請があった場合は, 速やかに様式第 6 号により通知する。傷害見舞金は学生保険及び生命保険から支払われる部分を除き, 10 万円を上限として給付する。

5 学生等が正課中、学校行事中およびその往復中などに賠償責任事故を発生させ賠償金の給付を希望する場合は, 様式第 5 号に必要事項を記入し父母後援会に提出する。

6 第 5 項の申請のあった場合は速やかに様式第 6 号により通知する。賠償金は学生保険から支払われる部分と同額を給付する。

(災害見舞金の申請と支出)

第 19 条 父母等が不慮の災害を被り災害見舞金の給付を希望する場合は、様式第 5 号に必要事項を記入し父母後援会に提出する。

2 第 1 項の申請があった場合は、速やかに様式第 6 号により通知する。災害見舞金は別表 4 のとおりとする。

別表 4

種 別 金 額	火 災	災 害
5 万円	家屋一部焼失	床上浸水及び家屋一部損壊
10 "	家屋半焼	家屋半壊
15 "	" 全焼	" 全壊

3 学生等が居住する建物が火災で焼失し災害見舞金の給付を希望する場合は、様式第 5 号に必要事項を記入し父母後援会に提出する。

4 第 3 項の申請があった場合は、速やかに様式第 6 号により通知する。災害見舞金は 10 万円を上限とする。

(役員及び運営)

第 20 条 共済事業の役員及び運営は、この規約の他に城西大学父母後援会実施細則（以下「細則」という。）による。

(会計年度)

第 21 条 共済事業の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(そ の 他)

第 22 条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は細則第 8 条第 2 項の共済委員会で協議し、細則第 6 条の幹部会に諮り、役員会の承認を得ることとする。

付 則

- ①本共済事業規約は昭和 52 年 4 月 1 日より実施する。
- ②本共済事業規約は昭和 52 年 9 月 17 日一部改正，昭和 53 年 4 月 1 日より実施する。
- ③本共済事業規約は昭和 53 年 4 月 8 日一部改正，昭和 54 年 4 月 1 日より実施する。
- ④本共済事業規約は昭和 54 年 7 月 21 日一部改正，昭和 55 年 4 月 1 日より実施する。
- ⑤本共済事業規約は昭和 56 年 7 月 18 日一部改正，昭和 56 年 7 月 18 日より実施する。
- ⑥本共済事業規約は昭和 58 年 4 月 8 日一部改正，昭和 58 年 4 月 8 日より実施する。
- ⑦本共済事業規約は昭和 59 年 4 月 7 日一部改正，昭和 59 年 4 月 1 日より実施する。
- ⑧本共済事業規約は昭和 61 年 4 月 8 日一部改正，昭和 61 年 4 月 1 日より実施する。
- ⑨本共済事業規約は昭和 62 年 4 月 8 日一部改正，昭和 62 年 4 月 1 日より実施する。
- ⑩本共済事業規約は平成 2 年 4 月 8 日一部改正，平成 2 年 4 月 1 日より実施する。
- ⑪本共済事業規約は平成 3 年 4 月 8 日一部改正，平成 3 年 4 月 1 日より実施する。
- ⑫本共済事業規約は平成 4 年 4 月 8 日一部改正，平成 4 年 4 月 1 日より実施する。
- ⑬本共済事業規約は平成 5 年 4 月 8 日一部改正，平成 5 年 4 月 1 日より実施する。
- ⑭本共済事業規約は平成 6 年 4 月 8 日一部改正，平成 6 年 4 月 1 日より実施する。
- ⑮本共済事業規約は平成 7 年 4 月 8 日全部改正，平成 7 年 4 月 1 日より実施する。
- ⑯本共済事業規約は平成 8 年 4 月 8 日一部改正，平成 8 年 4 月 1 日より実施する。
- ⑰本共済事業規約は平成 10 年 4 月 3 日一部改正，平成 10 年 4 月 1 日より実施する。
- ⑱本共済事業規約は平成 14 年 4 月 3 日一部改正，平成 14 年 4 月 1 日より実施する。
- ⑲本共済事業規約は平成 15 年 4 月 5 日一部改正，平成 15 年 4 月 1 日より実施する。
- ⑳本共済事業規約は平成 16 年 4 月 5 日一部改正，平成 16 年 4 月 1 日より実施する。
- ㉑本共済事業規約は平成 17 年 4 月 4 日一部改正，平成 17 年 4 月 1 日より実施する。
- ㉒本共済事業規約は平成 18 年 4 月 4 日一部改正，平成 18 年 4 月 1 日より実施する。
- ㉓本共済事業規約は平成 21 年 4 月 4 日一部改正，平成 21 年 4 月 1 日より実施する。
- ㉔本共済事業規約は平成 23 年 4 月 4 日一部改正，平成 23 年 4 月 1 日より実施する。
- ㉕本共済事業規約は平成 24 年 4 月 5 日一部改正，平成 24 年 4 月 1 日より実施する。
- ㉖本共済事業規約は平成 25 年 3 月 16 日改正，平成 25 年 4 月 1 日より実施する。
- ㉗本共済事業規約は令和 7 年 3 月 8 日一部改正，令和 7 年 4 月 1 日より実施する。

様式第 1 号

受験番号	学籍番号(大学側記入欄)
------	--------------

父母後援会用 城西大学父母後援会会長 殿 登録書
(兼)

保険会社用 FWD 生命保険株式会社 御中 加入届

父母後援会（保険制度含む）へ加入いたします。

父母後援会共済事業規約第 3 条第 1 項に基づき、下記学生等の学費負担者として登録書及び加入届を提出します。

		西暦 年 月 日	
父 母 等	住 所	〒 TEL ()	
	フリガナ		学生から見た続柄
	氏 名	Ⓔ	
大 学	学部 学科		
大学院	研究科		
別 科	専 攻		
フリガナ	専修課程		
学生等 氏 名	フリガナ	生 年 月 日	
		年 月 日	

注 1 この登録書兼加入届が未提出の場合、共済費が納入されていても城西大学父母後援会共済事業の適用を受けることはできません。

注 2 必ず捺印し他の入学手続き書類と一緒に返送してください。

本登録書兼加入届は城西大学父母後援会加入及び共済事業以外の目的で使用することはありません。

様式第 2 号

年 月 日

城西大学父母後援会会長 殿

学部	学科
研究科	専攻
	学科

学 籍 番 号 _____

学 生 等 氏 名 _____

届 出 人 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

今般、下記のとおり学費負担者が死亡いたしましたので、第 5 条第 2 項に基づき関係書類と共に本書類を提出いたします。

記

学 費 負 担 者 氏 名 _____

学 生 等 と の 続 柄 _____

死 亡 年 月 日 年 月 日

死 亡 理 由

※関係書類 死亡診断書（コピー可）等

様式第 3－1 号

年 月 日

城西大学父母後援会会長 殿

学部	学科
研究科	専攻
	学科

学 籍 番 号 _____

学 生 等 氏 名 _____

届 出 人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

学生等との関係 _____

第 8 条（留年及び休学の取扱い）に基づき、本書類を提出します。

添付書類 理由届及び診断書

様式第 3－2 号

年 月 日

城西大学父母後援会会長 殿

学部	学科
研究科	専攻
	学科

学 籍 番 号 _____

学 生 等 氏 名 _____

届 出 人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

学生等との関係 _____

第 9 条（授業料等補助の更新）に基づき、本書類を提出します。

城父発第 号
年 月 日

殿

城西大学父母後援会
会長 印

年 月 日に申請のあった件について、第 5 条第 3 項に基づき、下記を
通知いたします。

記

学部	学科
研究科	専攻
	学科

学 籍 番 号 _____

学 生 等 氏 名 _____

補 助 開 始 年 期分

補 助 終 了 年 期分

補 助 金 額 定額（授業料及び施設設備費）

支 給 方 法 城西大学父母後援会より城西大学経理課納入

様式第 5 号

年 月 日

城西大学父母後援会会長 殿

学部	学科
研究科	専攻
	学科

学 籍 番 号 _____

学 生 等 氏 名 _____

届 出 人 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

第 6 条第 2 項・第 17 条第 1 項・第 18 条第 1 項・第 19 条第 1 項（該当するものに○）
に基づき、関係書類と共に本書類を提出いたします。

記

種 別 見舞金・弔慰金 （該当する方に○）

添付書類

その他

関係書類 傷害見舞金の場合は、領収書
(但し治療費が 1 万円以上の場合は領収書と共に診断書を必要とする)
災害見舞金の場合は、市区町村長の発行する災害証明書
弔慰金の場合は、死亡診断書（コピー可）

様式第 6 号

城父発第 号
年 月 日

殿

城西大学父母後援会
会長 印

申請のあった件について、下記のとおり給付いたします。

記

種 別

金 額

年 月 日

城西大学父母後援会会長 殿

学部	学科
研究科	専攻
	学科

学 籍 番 号 _____

学 生 等 氏 名 _____ ⑩

学 生 等 住 所 _____

城西大学父母後援会より、授業料等の補助を受けてきましたが、第 10 条に基づき、御礼文と共に本書類を提出し卒業時の報告をいたします。

様式第 8 号

領 収 書

年 月 日

城西大学父母後援会会長 殿

一金

但し

上記金額正に受取りました。

住 所
氏 名

印

城西大学父母後援会規則

城西大学父母後援会

城西大学父母後援会規則

(名称及び所在地)

第1条 この会は、城西大学父母後援会（以下「本会」という。）と称し、事務所を城西大学坂戸キャンパス内に置く。

(組織)

第2条 本会は、城西大学、城西大学大学院及び城西大学別科（以下「大学」という。）の学生（以下「学生」という。）の父母及び父母以外で学生の学費等を負担する者（以下「父母等」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、父母等の相互扶助の精神に則り、学生の人格形成に資すること、課外活動に援助すること及び大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 課外活動の助成
- (2) 地区懇談会の開催
- (3) 国際交流活動の助成
- (4) 共済事業の推進
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 監事 若干名
 - (4) 会計 2名
 - (5) 委員 若干名
- 2 会長、副会長、監事及び会計は、総会において選出する。
 - 3 委員は、会長が選任する。

(役員の委嘱)

第6条 役員は、大学の理事長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 監事は、本会の事業に参画するとともに、事業及び会計を監査する。
- (4) 会計は、本会の事業に参画するとともに、会計に関する業務を行う。
- (5) 委員は、本会の事業に参画する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了しても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(顧問及び相談役)

第9条 本会に顧問及び相談役を置く。

- 2 顧問は、大学の学長、副学長、各学部長及び事務局長とする。
- 3 顧問は、会長が必要と認める場合は役員会及び幹部会に出席し、意見を述べるができる。
- 4 相談役は、本会の役員を退任した者の中から、役員会が推挙した者とし、任期は1年とする。

(支部)

第10条 本会は、学生の出身地の分布等を勘案し、必要に応じて全国に支部を置くことができる。

- 2 支部の運営に関する事項は、別に定める。

(会議)

- 第11条 本会の会議は、総会、役員会及び幹部会とする。
- 2 会議の議事は、出席者の過半数により決するものとし、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(総会)

- 第12条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認める場合は、臨時に招集することができる。
- 2 総会の議長は、会長が行う。

(総会の付議事項)

- 第13条 次に掲げる事項は、総会の議を経なければならない。
- (1)規則の制定又は改廃 (2)会長、副会長、監事及び会計の選任又は解任
(3)事業報告及び決算 (4)事業計画及び予算 (5)その他重要な事項

(専決処分)

- 第14条 会長は、不測の事態により総会を招集できないと認められる場合には、前条各号に掲げる事項について、役員3分の2以上の同意を得た上で専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、当該専決処分後最初に招集した総会にこれを報告しなければならない。

(役員会及び幹部会)

- 第15条 役員会は、役員をもって構成し、会長が必要と認める場合に随時開催する。
- 2 幹部会は、会長、副会長、監事及び会計をもって構成し、会長が必要と認める場合に随時開催する。
- 3 役員会及び幹部会の具体的な運営は、別に定める。

(入会金及び年会費)

- 第16条 本会の入会金は、次のとおりとし、入会時に徴収する。
- (1)城西大学の学生の父母等 30,000 円
(2)城西大学に編入学する学生の父母等については、次のとおりとする。
①2年次に編入学する学生が他大学出身の場合 30,000 円
②3年次に編入学する学生が他大学出身の場合 20,000 円
③学生が城西短期大学出身の場合 10,000 円
- 2 本会の年会費は、大学院生、別科学生、外国人留学生及び社会人入試で入学した学生の父母等を除き 12,000 円とし、毎年度当初に徴収する。
- 3 大学院生の父母等の入会金及び年会費は、次のとおりとする。
(1)大学院生が城西大学学部出身の場合は、入会金及び年会費は免除する。
(2)大学院生が他の大学出身の場合は、入会金として 15,000 円を徴収し、年会費は免除する。
- 4 別科学生、外国人留学生及び社会人入試で入学した学生の父母等については、入会金及び年会費は免除する。
- 5 休学を許可された者の休学期間中の年会費は、役員会の議を経て減額又は免除することができる。
- 6 入会金及び年会費の額は、諸物価の変動や社会情勢の変化等を勘案し、総会の議を経て変更することができる。

(事業経費)

- 第17条 本会の事業に要する経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第18条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、本会の目的達成のために必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. 本規則は昭和42年8月30日から施行する。
1. 本会役員会の運営は別途役員会細則により運営する。

改 正

- | | |
|--------------|--|
| 1. 昭和49年4月8日 | 第8条改正 |
| 1. 昭和51年4月8日 | 第3条第6項追加 |
| 1. 昭和52年4月8日 | 第4条、第7条、第8条改正 |
| 1. 昭和54年4月9日 | 一部追加 |
| 1. 昭和56年4月8日 | 一部改正 |
| 1. 昭和58年4月8日 | 一部改正 |
| 1. 昭和59年4月7日 | 第4条、第9条、付則改正 |
| 1. 昭和60年4月8日 | 一部改正 |
| 1. 昭和61年4月8日 | 第2条、第4条、第5条、第7条改正
第11条、第12条挿入 |
| 1. 昭和62年4月8日 | 第7条、第9条、第11条、第12条、第16条改正
第17条挿入
第9条第4項は昭和63年より実施 |
| 1. 平成元年4月8日 | 第4条第1項一部改正 |
| 1. 平成3年4月8日 | 第9条第4項一部改正 |
| 1. 平成4年4月8日 | 第2条、第9条改正 |
| 1. 平成15年4月5日 | 第2条、第9条一部改正 |
| 1. 平成17年4月4日 | 第2条、第7条、第9条一部改正 |
| 1. 平成18年4月4日 | 第2条、第9条一部改正 |
| 1. 平成24年4月5日 | 改正 |
| 1. 令和3年4月4日 | 改正 |
| 1. 令和7年4月4日 | 第2条、第16条改正
令和8年4月入学の学生から適用 |